

統計の中立性等について (論点検討資料)

平成20年6月20日

統計の中立性等

論点

統計の中立性、独立性はどのようにあるべきか

調査に対する国民・企業の信頼と協力により、正確な統計の確保が図られる

国民にとって調査を信用し協力するひとつのメルクマールが統計作成機関の中立性

私企業からの隔離

市場に影響を与える統計に携わる職員が私企業と兼務であったり、私企業職員と疑惑を抱かれるような接触を行うことは好ましくない

誰にも情報を流さない

調査票だけでなく、審査等で用いる行政情報の秘密も保護される必要がある

中立性等

※ 国民がどのように受け止めているかが重要な視点

政治行為の制限

国会での政策論争の焦点となっている統計(例えば格差統計)に携わる職員が政治的な支援活動を行うことは好ましくない

※ 市場に重大な影響を与える統計調査の結果は、特定企業が情報を保有しているという風評が流れるだけでも国家の信頼及び統計全体に甚大な影響が懸念されることに留意

行政機関は、統計法の守秘義務のほか、国家公務員法による守秘義務(法第百条)、政治行為の制限(法第百二条)、私企業からの隔離(法第百三条、国家公務員倫理法による制限も存在)が法律で課せられていることから、統計の中立性等を確保【加えて、信用失墜行為(第九十九条)の禁止も措置】

他に国民が中立的と受け止めてもらうために必要な措置は他にあるか？

- (例) ・ 統計作成過程の透明性の確保
- ・ 組織内の事前情報共有の範囲の限定

【他に方策はないか】